



最良執行方針

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」（外国証券を除きます。以下同じ。）

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、すべて委託注文として取り次ぎます。

また、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に以下の要領で取り次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

(1) お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。

(2) (1)において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、以下のとおり行います。

① 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。

② 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の執行時点において、株式会社QUICKの情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は同社所定の計算方法により、一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。

なお、上記情報端末に表示される金融商品取引市場が当社において取扱いがない場合、速やかにお客様のご指示に基づき取扱います。

選定した具体的な内容は、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

- ③有効期限が指定された注文については、注文受注時に②の方法により選定された市場にて有効期限内に執行します。

3. 当該方法を選択する理由

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

(1) 以下に掲げる取引については、上記2. に掲げる方法によらず、それぞれ以下に掲げる方法により執行いたします。

- ①お客様から執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引については、当該ご指示いただいた執行方法
- ②取引約款等において執行方法を特定している取引については、当該執行方法
- ③単元未満株及び端株の取引については、単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法（発行会社への買取請求をご希望の場合は、買取請求のお取扱いといたします。）

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上